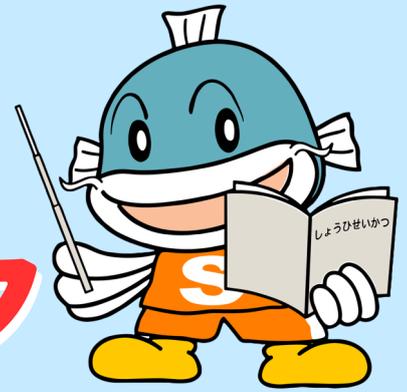


# 覚えておこう！ クーリング・オフ



## クーリング・オフってなに？

法律で決められた取引(裏面に記載)について契約書面受領後  
一定期間であれば無条件で契約を解除できる制度です。

## どうやって通知するの？



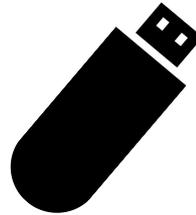
ハガキなど



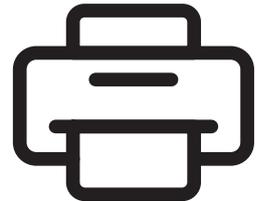
電子メール



専用フォーム



USBメモリ



FAX

書面もしくは電磁的記録により通知しましょう。

契約書面を確認し、**必要な情報**  
(契約年月日、契約者名、商品名  
契約金額など)と**契約を解除する**  
旨を記載し、**事業者あてに通知**しまし  
よう！

### ポイント

- ・「契約を解除する」意思をなるべく早く事業者へ通知しましょう
- ・発信した記録は保存しておきましょう

#### 【書面の場合】

書面を郵送する前にコピーをとり、特定記録郵便  
や簡易書留など記録の残る方法で事業者あてに送る

#### 【電磁的記録の場合】

送信したメールや専用フォーム画面のスクリーン  
ショット、USBの発送記録など通知した記録を残す

- ・クレジット利用時は、クレジット会社  
と販売会社へ同時に通知しましょう

## 通知の記載例

株式会社 ○○○  
代表者 様

次の契約を解除します。

契約年月日：○○年○月○日

商品名：○○○

契約金額：○○○,○○○円

販売会社：株式会社○○○ □□営業所  
担当者：～～

支払った代金○○○,○○○円を返金し、  
商品を引き取ってください。

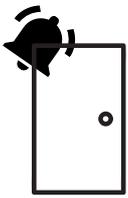
(通知を出した年月日)  
(自分の住所・氏名)

# クーリング・オフできる取引を教えて！

## 訪問販売

8日間

クーリング・オフ期間



消費者の自宅等に訪問して、商品や権利の販売や役務の提供を行う契約をする取引  
キャッチセールスやアポイントメントセールスを含む

## 訪問購入

8日間

クーリング・オフ期間



事業者が消費者の自宅等を訪問して、物品の購入を行う取引

## 電話勧誘販売

8日間

クーリング・オフ期間



事業者が電話で勧誘を行い、申込みを受ける取引  
電話を切った後で、消費者が申込みを行う場合も該当する

## 特定継続的役務提供

8日間

クーリング・オフ期間



長期的・継続的な役務の提供と、これに対する高額の対価を約する取引  
対象となる役務：  
エステ、学習塾など

## マルチ商法

20日間

クーリング・オフ期間



個人を販売員として勧誘し、更にその個人に次の販売員の勧誘をさせる形で、販売組織を連鎖的に拡大して行う商品・役務の取引

## 内職・モニター商法

20日間

クーリング・オフ期間



「仕事を提供するので収入が得られる」という口実で消費者を誘引し、仕事に必要なとして、商品等を売って金銭負担を負わせる取引

注意！



## 通信販売

**クーリング・オフ制度はありません！**

広告に明記されている**返品特約**が優先されます！

## 困ったときはどうしたらいい？

消費者ホットライン **☎ 188** に連絡ください！

お近くの消費生活相談窓口につながります。

## 滋賀県消費生活センター

〒522-0071 滋賀県彦根市元町4-1

相談時間：平日午前9時15分～午後4時（年末年始を除く）

